

平成 28 年 9 月 5 日付け経済産業大臣宛て

## 1 総括的事項

(1) 本事業は、久遠郡せたな町北檜山区の、海に面した丘陵地帯から内陸にかけて広がる約 633ha の対象事業実施区域に、最大出力 72,000kW（単機出力 3,400kW の風力発電設備を 21 基）の発電所を設置する計画となっている。

区域の現況は主に畑地及び牧草地、そのほかは樹林地、草原等となっているが、区域及びその周辺には、複数の風力発電設備に近い住居があり、これらの住居では、騒音及び風車の影による著しい影響が懸念される。

また、区域及びその周辺においては、希少猛禽類の飛翔や営巣、渡り鳥の飛来などが確認されており、これらの生息環境への著しい影響も懸念される。

(2) 本準備書は、環境影響評価項目に関する調査、予測及び評価の全般に渡って、調査期間の不足、手法の誤り等の不備が数多く見受けられ、また、予測及び評価に係る科学的根拠が不足しているなど、不十分な内容となっている。

また、いずれの環境影響評価項目においても、環境保全措置に係る検討結果の整理が不十分であり、具体的な検討過程が明らかにされていない。

さらに、記載の不足や誤記が多いなど、改善すべき点が多い図書となっている。

(3) 以上のことから、今後の手続きに当たっては、事業者は、2 の個別的事項の内容を踏まえ、適切な調査、予測及び評価を行うとともに、重大な環境影響を及ぼすおそれがある場合は、風力発電設備の設置基数の削減、配置の見直し、時期や時間帯に応じた稼働制限等、影響の回避、低減を図るための環境保全措置を講ずること。

また、評価書の作成に当たっては、予測及び評価の根拠並びに環境保全措置の検討過程を遺漏なく具体的に記載し、分かり易い図書となるよう努めること。

なお、対象事業実施区域及びその周辺の住民等に対しては、事業計画やその環境影響に関して、具体的かつ丁寧な説明を行うこと。

(4) 本準備書については、縦覧期間は終了しているものの、住民等との相互理解の促進などの観点から、評価書の縦覧期間が終了するまで事業者のホームページに掲載するなど、継続した公表に努めること。

## 2 個別的事項

(1) 騒音及び超低周波音

ア 対象事業実施区域及びその周辺には、複数の風力発電設備に近い住居があり、これらの住居では、建設工事や風力発電設備の稼働によって、騒音レベルが現況を大きく上回るおそれがあることから、風力発電設備の設置基数の削減、配置の見直し、稼働制限等の環境保全措置を検討の上、適切な措置を講じ、十分に環境影響の回避、低減を図ること。

イ 騒音に関する調査、予測及び評価については、調査期間の設定、除外音処理等の調査方法、地形の影響を大きく受ける受音点での予測結果等が不適切であり、さらに、評価に当たっての目標値が適切に設定されていないなど、不十分な内容となっていることから、最新の知見を収集して必要な修正を行い、その結果を踏まえ、環境保全措置の再検討を行うこと。なお、評価に当たっては、参考としたA類型の環境基準を既に超過している地区には更なる負荷を与えないなど、地域の生活環境に支障が生じないレベルまで騒音の低減を図るという観点から、適切に評価を行うこと。

ウ 風力発電設備の騒音及び超低周波音による生活環境への影響については不確実性があることから、事後調査を適切な頻度及び手法で実施し、影響が確認された場合は、稼働停止等の追加的な環境保全措置を講ずること。

## (2) 水の濁り

工事の実施に伴う水の濁りについて、環境影響は小さいと評価しているが、予測結果等の具体的な根拠に基づく評価が行われていないため、そうした評価を行い、その結果を踏まえ、公共用水域への影響の回避、低減を図ること。

## (3) 風車の影

対象事業実施区域及びその周辺には、複数の風力発電設備に近い住居があり、これらの住居では、風力発電設備の稼働によって、シャドーフリッカーの影響が及ぶ時間が長くなるおそれがあることから、風力発電設備の設置基数の削減、配置の見直し、稼働制限等の環境保全措置を検討の上、適切な措置を講じ、十分に環境影響の回避、低減を図ること。

## (4) 動物

ア 対象事業実施区域及びその周辺では、オジロワシ、ミサゴ等の希少猛禽類の飛翔が高頻度で確認されており、また、オオジシギ、ヨタカ、クマゲラ等の重要な鳥類の生息も確認されているなど、これらの鳥類の風力発電設備への衝突が懸念されることから、風力発電設備の配置の見直し、塗色等の鳥類からの視認性を高める措置等について検討し、鳥類の生息に対する影響を可能な限り回避、低減すること。

イ 鳥類の衝突に係る事後調査について、その方法に科学的根拠が見受けられず、適切に実施されることが確認できないことから、専門家等の意見を聴取した上で、十分な頻度及び適切な手法により実施すること。なお、衝突個体数については、死骸消失等による過小評価にならないよう、発見死骸数に補正を施すモデル等により適正に推計すること。

また、バードストライク等の影響が確認された場合は、稼働制限等を含む環境保全措置を検討すること。

ウ コウモリ類については、ヒナコウモリ科2種を含む3種が確認され、重要種が含まれる可能性があること、また、コウモリ類の風力発電設備への接近・衝突が懸念されることから、適切な事後調査を実施し、影響が確認された場合は、稼働制限等を含む環境保全措置を検討すること。

## (5) 植物

ア 対象事業実施区域では重要種であるシラネアオイ及びカキランが確認されているが、これらの生育環境に影響を及ぼすおそれがある場合は、慎重に環境保全措置を検討するとともに、効果の不確実性が高い移植等の措置を講ずる場合は、種に応じた適切な期間の事後調査を行うとともに、必要に応じ追加的な措置を講ずること。

イ 対象事業実施区域では80種の外来植物が確認され、さらにその中には、国の特定外来生物であるオオハンゴンソウや道の指定外来種であるフランスギクなども確認されていることから、外来種に係る予測及び評価を行い、工事に伴う外来種の生育域拡大防止のための措置を改めて検討の上、適切に実施すること。

## (6) 生態系

注目種の選定基準及び選定理由が明確でなく、生態系への影響の予測及び評価が適切に行われていることが確認できないことから、文献調査や現地調査、専門家等への意見聴取等に基づき選定基準を見直し、選定理由や根拠を明確にした上で注目種を選定し、必要に応じ改めて影響の予測及び評価を行うこと。

## (7) 景観

フォトモンタージュ法による予測では、対象事業実施区域周辺の集落等において、複数の風力発電設備が相当の大きさで視認される結果となっており、また、風力発電設備に近い住居からは圧迫感を受ける見え方となるおそれがあることから、風力発電設備の配置の見直し等の環境保全措置を検討し、住居等から見た場合の景観への影響の回避、低減を図ること。